

人物写真のイラスト化と複製・翻案の成否（「コーヒーを飲む男性」事件）

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 平成 30 年 3 月 29 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（ワ）第 672 号（本訴）、平成 29 年（ワ）第 14943 号（反訴）

【事 件 名】 損害賠償請求事件、同反訴事件

【裁 判 結 果】 本訴・反訴請求棄却（確定）

【参 照 法 令】 著作権法 2 条 1 項 1 号・10 条 1 項 8 号・21 条・27 条

【掲 載 誌】 判時 2387 号 121 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25449379

国士舘大学教授 本山雅弘

事実の概要

原告は、合計 75 点の写真素材を収録した写真素材集 CD（本件 CD）を販売している。本件 CD には、「コーヒーを飲む男性」という題名の写真素材（本件写真素材）が収録されている。被告は、同人誌イベントへの小説同人誌の出品に際し、インターネット検索で得られた本件写真素材のサンプル画像を参照してイラスト（本件イラスト）を描き、当該同人誌の裏表紙に掲載し、同人誌イベントにおいて当該同人誌を 50 冊販売した。その後、原告は、被告より本件の使用事実に関連して連絡を受け、本件写真素材の販売価格の 20 倍にあたる 54 万円の損害賠償を請求するなどしたが、被告はこれに応じなかった。そこで、原告は本件写真素材に関する著作権侵害を理由に本訴を提起した（被告反訴は、原告請求の不法行為該当性を主張するが、本解説では触れない。）。

原告は、本件写真素材が著作物にあたり、原告



本件写真素材



本件イラスト（該当部分）

がそのカメラマンから著作権の譲渡を受けた旨を主張した。これに対し被告は、本件写真素材は、背景、照明、光量、色合い等のいずれにおいても、平凡かつありふれた表現であって著作物に該当せず、また、本件イラストと本件写真素材との類似点は、いずれも平凡かつありふれた表現であるから、本件イラストから本件写真素材の表現上の本質的特徴を直接感得し得ない旨を主張した。

判決の要旨

本判決は、本件写真素材の著作物性を認めたとえ、本件イラストから本件写真素材の表現上の本質的特徴を直接感得し得ないとして、両者の複製・翻案の関係を否定し、本訴請求を棄却した。

1 本件写真素材の著作物性

「写真は、被写体の選択・組合せ・配置、構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの捕捉、被写体と光線との関係（順光、逆光、斜光等）、陰影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素を総合してなる一つの表現であり、そこに撮影者等の個性が何らかの形で表れていれば創作性が認められ、著作物に当たるといふべきである。」「本件写真素材は、……右手にコーヒーカップを持ち、やや左にうつむきながらコーヒーカップを口元付近に保持している男性を被写体とし、被写体に左前面上方から光を当てつつ焦点を合わせ、背景の一部に柱や植物を取入れながら全体として白っぽくぼかすことで、赤色基調のシャツを着た被写体人物が自然と強調された

カラー写真であり、被写体の配置や構図、被写体と光線の関係、色彩の配合、被写体と背景のコントラスト等の総合的な表現において撮影者の個性が表れているものといえる。」

2 本件イラストは本件写真素材の複製・翻案に該当しない

「本件イラストは、……A5 版の小説同人誌の裏表紙にある 3 つのイラストスペースのうちの一つにおいて、ある人物が持つ雑誌の裏表紙として、2.6 センチメートル四方のスペースに描かれている白黒のイラストであって、背景は無地の白ないし灰色となっており、薄い白い線……が人物の顔面中央部を縦断して加入され、また、文字も加入されているものである。」「本件写真素材の表現上の本質的特徴は、被写体の配置や構図、被写体と光線の関係、色彩の配合、被写体と背景のコントラスト等の総合的な表現に認められる。一方、……本件イラストと本件写真素材を比較対照すると、両者が共通するのは、右手にコーヒーカップを持って口元付近に保持している被写体の男性の、右手及びコーヒーカップを含む頭部から胸部までの輪郭の部分のみであり、他方、本件イラストと本件写真素材の相違点としては、①本件イラストはわずか 2.6 センチメートル四方のスペースに描かれているにすぎないこともあって、本件写真素材における被写体と光線の関係……は表現されておらず、かえって、本件写真素材にはない薄い白い線……が人物の顔面中央部を縦断して加入されている、②本件イラストは白黒のイラストであることから、本件写真素材における色彩の配合は表現されていない、③本件イラストはその背景が無地の白ないし灰色となっており、本件写真素材における被写体と背景のコントラスト……は表現されていない、④本件イラストは上記のとおり小さなスペースに描かれていることから、頭髮も全体が黒く塗られ、本件写真素材における被写体の頭髮の流れやそこへの光の当たり具合は再現されておらず、また、本件イラストには……本件写真素材における被写体の鼻や口は再現されておらず、さらに、本件イラストでは本件写真素材における被写体のシャツの柄も異なっていること等が認められる。これらの事実を踏まえると、本件イラストは、本件写真素材の総合的な表現全体における表現上の本質的特徴（被写体と光線の関係、色

彩の配合、被写体と背景のコントラスト等）を備えているとはいえず、本件イラストは、本件写真素材の表現上の本質的な特徴を直接感得させるものとはいえない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件は写真と表現形式を異にするイラスト化が原写真の著作権侵害を構成するかを争う事件である。既存写真の表現形式を異にする模写あるいはその模倣写真が既存写真の著作権の侵害を構成し得るかの問題については、従来の裁判例として、創価学会写真事件¹⁾、八坂神社写真事件²⁾、舞妓写真事件³⁾、西瓜写真事件⁴⁾、廃墟写真事件⁵⁾などが示されてきた。本件はこの問題について新たな裁判例を加え、とりわけ写真著作物の表現上の本質的特徴（創作的要素）と被写体との関係を、今一度考えさせる事案ともいえる。

二 複製・翻案の成立の判断基準——本質的特徴ないし創作的要素の一致

本件イラストのように既存著作物（本件写真素材）に依拠して行われた再製が、既存著作物の複製または翻案に該当するには、当該再製が、既存著作物の表現上の本質的特徴すなわちその創作的要素を直接感得できる程度に類似していることが要される⁶⁾。

本件イラストは本件写真素材を 2.6 センチメートル四方の狭小スペースに再製している。物理的な制約スペースでの再製が、既存著作物の本質的特徴ないし創作的要素の再製にあたるかが問われたわけである。同様の事案において、雪月花事件⁷⁾では、書の創作的要素は運筆の緩急・抑揚等の美的要素にあるから、狭小写真でたとえ書の形が再製されても創作的要素の再製にはあたらないとして、複製該当性を否定する。学習教材イラスト事件⁸⁾では、矢じり等のイラストの特徴部分は細部の陰影等にあるから、その縮小表現から矢じり等の全体形状は認識し得るが細部の陰影等を覚知し得ないとして、複製該当性を否定する。他方で、絵画鑑定証書事件⁹⁾では、絵画の縮小コピーによっても、絵画の創作的要素を構成する「絵画の描く対象、構図、色彩、筆致等」は覚知し得るとして、複製該当性を肯定する。

いずれの場合も、既存著作物の創作的要素をいかに把握し、それが制約スペースで再製されているか否かが問題となる。

もっとも写真著作物の場合、その本質的特徴ないし創作的要素と被写体自体の表現との関係については見解が分かれている。写真の創作的要素を、被写体自体の表現を除外し、撮影技法・現像等における創作性に求める見解と¹⁰⁾、撮影技法・現像等の創作性のみならず、被写体の作出（選択や配置等）における創作性をも写真の創作的要素に含める見解である¹¹⁾。とりわけ本件のように、原告写真が狭小スペースにイラスト化され被写体の輪郭・配置や構図が感得されるにすぎない場合に、被写体の表現（選択配置）を写真著作物の本質的特徴との関係でどう位置付けるかが問題となる。

三 写真著作物の創作的要素（本質的特徴）と被写体との関係

被写体の作出（選択、組合せ、配置等）における創作性を根拠に写真の著作物性を認めた例として西瓜写真事件がある。また廃墟写真事件は、撮影対象（廃墟建造物）を一致させる写真の侵害関係の否定に際し、写真の本質的特徴から撮影対象を除外するが、その理由は撮影者による撮影対象の作出余地の欠如にあり、意図的な被写体配置等における創作性を写真の創作的要素から除外する趣旨ではないとも解される。

その他の裁判例においても、創価学会写真事件は、直立不動の人物写真に関し、被写体人物の顔の表情・輪郭等の具体的な表現上の特徴を、写真の本質的特徴と捉えている。八坂神社写真事件は、祇園祭の風景写真に関し、被写体である祭りの一瞬の風景の再現を、「写真によって表現された映像における創作的表現」と捉えている。舞妓写真事件は、舞妓のモデル写真に関し、「舞を踊るポーズを取る舞妓の表情及び全身」等の被写体表現を、写真の創作性の根拠としている。いずれも被写体表現に写真の創作性を認めた事例と解される。

もっとも、舞妓写真事件は、写真の創作性の要素に「被写体の選択」を含める一方で、「写真の著作物性は……撮影方法における撮影者の創作性由来するのであって、被写体そのものの創作性由来するものではない」とも述べるが、これも撮影者と異なる者による撮影対象物（被写体その

もの）の創作が写真の創作性を根拠づけない旨を述べたとどまり、撮影者による被写体選択における創作性を否定したものではないと解される。

被写体の表現を写真の創作的要素と別に捉えるべきとの問題意識は、撮影対象を組み直して類似の被写体とした場合にも写真の著作権の保護範囲がおよぶことへの懸念にある。他方で、撮影者による被写体の選択配置等の作出は、とりわけ芸術的な創作写真の撮影の過程では不可欠の作業とも考えられる。また、構図やアングルあるいはシャッターチャンスによって、写真に影像として取捨選択される被写体は厳密には異なることに照らせば、構図やアングルあるいはシャッターチャンス等の撮影方法によっても被写体の創作性が作出される面は否定できず、被写体の創作性と撮影方法による創作性とを厳密に区別することが困難な場合もあり得よう。さらに映画を構成するフィルムの一コマは写真と解されるが、映画監督の創作的表現は、カメラワークや照明作業とは異なる被写体の選択配置における創作的工夫に基づくものと解される。このような写真創作の実態に照らせば、写真の創作的要素に被写体の選択配置等による被写体表現の創作性を含める考え方は、その実態に即したものと見ることもできよう。

本判決は、写真の著作物性に関する一般的判示で（判決の要旨1）、「被写体の選択・組合せ・配置」を写真の創作的要素の考慮対象とする立場を示している。また、本件写真素材に関し、撮影者の個性（判決の要旨1）および本質的特徴（判決の要旨2）と捉える「被写体の配置や構図、被写体と光線の関係、色彩の配合、被写体と背景のコントラスト」が、いずれも被写体表現に直接関係する要素であることに照らせば、本判決も、被写体表現を写真の創作的要素としているものと解される。なお、写真の著作物性に関し、本判決とほぼ同様の一般的判示を示した裁判例として、ヘアスタイル写真事件¹²⁾が見られる。

四 被写体の類型と写真の創作性の程度・保護範囲

被写体の選択配置を写真の本質的特徴ないし創作的表現の構成要素と解したとしても、被写体の選択配置の創作性の程度にさまざまなものがある。被写体を撮影者自ら意図的に作出する場合は程度が高くなり得る。他方で、風景写真やモデル

写真のように、撮影者の意図に関係なく造形を示す撮影対象について、どの瞬間を被写体影像として写真に捉えるかの点に創作性を見出し得る場合には、撮影者の作出に係る創作性の程度は相対的に低いものとなろう。すると、これを模写、模倣撮影したイラストや写真の場合に、既存写真表現の本質的特徴（創作的要素）を感得し得るかは、既存写真表現の被写体の類型（被写体選択の創作性の程度）によって、異なることになるだろう。

このような観点から裁判例を整理すれば、西瓜写真事件において、原・被告の写真間で被写体の表現要素（被写体を構成する撮影対象物）が大幅に異なっても類似関係が認められたのは、「屋内に撮影場所を選び、西瓜、氷、青いグラデーション用紙等を組み合わせることにより、人為的に作り出された」被写体が、撮影者の独自の作出に係る創作性程度の高いものであるからであろう。

また、いずれも人物モデルを被写体とする点で共通するが、舞妓写真事件が、写真に依拠した絵画に関し、被写体表現の細部の一致までは求めず、撮影の方向・高さ・位置等の構図との一致のみで本質的特徴の直接感得を認めたのに対し、創価学会写真事件が、写真を模写したじら絵に関し、被写体人物の顔・上半身の輪郭や目・鼻・口等の位置・形状の類似性を認めながらも、顔の表情や輪郭等の細部表現の不一致を理由に本質的特徴の直接感得を否定したのは、前者が舞踊中・動的ポーズの動的被写体の一瞬を捉えた写真であり、後者が直立不動・静止ポーズの静的被写体の写真であり、被写体の選択配置の創作性の程度において、前者写真に相対的に高度のものを認め得るからであると整理することが可能であろう。

そして、いずれも風景を被写体とする点で共通するが、八坂神社写真事件が、写真に依拠した水彩画に関し、細部表現の省略や不一致にもかかわらず、被写体構造物等の配置・構図（西楼門、神官及び4基の神輿の位置関係）の一致を根拠に本質的特徴の直接感得を肯定したのに対し、廃墟写真事件が、双方の廃墟写真の構図の近似性にもかかわらず、被写体植物（ススキ）の存否などの細部相違点を根拠に本質的特徴の直接感得を否定したのは、後者の被写体が常時存在する静的な建物・風景であって、常時光景を変える祭りの風景の一瞬を被写体とする前者と比較し、被写体の選択配置の創作性の程度が相対的に低く評価され得るか

らであると整理し得よう。

本件写真素材は静止ポーズ人物をモデルとする静的被写体の写真である。すると同様の写真に関する創価学会写真事件と整合的に考えるならば、単に被写体人物の輪郭等の概略的部分がイラスト表現で一致していても、人物の表情等の細部一致がなければ、そこに写真著作物の本質的特徴の一致を認められないということになるだろう。

本判決は、本件写真素材を構成する4点の本質的特徴（①被写体の配置や構図、②被写体と光線の関係、③色彩の配合、④被写体と背景のコントラスト）のうち、本件イラストとの対比において、①（被写体人物の「右手及びコーヒークップを含む頭部から胸部までの輪郭」）の共通性を認定する。しかし、この本質的特徴①の共通性にもかかわらず、「被写体の頭髮の流れ・光の当たり具合」、「被写体の鼻や口」および「被写体のシャツの柄」といった被写体表現の細部相違点の認定（判決の要旨2）を踏まえ本質的特徴の直接感得を否定したのは、創価学会写真事件の場合と同様に、本件写真素材が静止ポーズの静的被写体の人物写真であり、被写体の選択配置の創作性の程度が相対的に低く評価され得るからであると整理することも可能であろう。

●—注

- 1) 東京地判平 15・2・26 判時 1826 号 117 頁。
- 2) 東京地判平 20・3・13 判時 2033 号 102 頁。
- 3) 大阪地判平 28・7・19 判タ 1431 号 226 頁。
- 4) 東京高判平 13・6・21 判時 1765 号 96 頁。
- 5) 知財高判平 23・5・10 判タ 1372 号 222 頁。
- 6) 中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣、2014年）595頁、小泉直樹『知的財産法』（弘文堂、2018年）278頁、高部真規子「著作権侵害の判断再考」野村豊弘先生古稀記念論文集『知的財産・コンピュータと法』（商事法務、2016年）244頁など、複製につき東京高判平 14・2・18 判時 1786 号 136 頁 [雪月花事件]、翻案につき最判平 13・6・28 判時 1754 号 144 頁 [江差追分事件]。
- 7) 東京高判平 14・2・18 判時 1786 号 136 頁。
- 8) 東京地判平 28・6・23 (LEX/DB25448074)。
- 9) 知財高判平 22・10・13 判時 2092 号 135 頁。
- 10) 中山・前掲注 6) 113 頁、田村善之『著作権法概説〔第2版〕』（有斐閣、2001年）96頁、高林龍『標準著作権法〔第4版〕』（有斐閣、2019年）26頁。
- 11) 加戸守行『著作権法逐条講義〔6訂新版〕』（著作権情報センター、2013年）125頁、齊藤博『著作権法〔第3版〕』（有斐閣、2007年）95頁、小泉・前掲注 6) 241 頁。
- 12) 東京地判平 27・12・9 (LEX/DB25447649)。